

紀の川市立学校適正規模適正配置基本計画（案）に関するパブリックコメント実施の結果について

- 意見募集期間 令和5年1月4日（水）～1月31日（火）
- 意見提出者 17名
- 意見件数 52件
- その他 提出いただいた意見は、基本、原文のまま記載していますが、内容により人が特定されるなど不適切の箇所につきましては、一部、修正をおこない掲載しています。

NO.	頁	意見	市の考え方
<b>基本計画（案）のあり方について</b>			
1		<p>基本計画（案）は、文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（2015.1.27）を参考にしたとされている。これに先立ち、2014年4月には、総務省が全都道府県、市町村に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請するとともに、「策定にあたっての指針」を通知した。これは「今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」「将来のまちづくりを進める上で不可欠」と、その理由を述べている。</p> <p>市に公共施設マネジメント課が新設されたのはちょうどこの頃で、国の動向と軌を一にしている。</p> <p>このような国の方針が、公立高校を含めた現在の全国的な学校統廃合の動きに影響を及ぼしているのは事実であり、私は、今回の紀の川市の基本計画（案）も、この一環であり、現在の教育課題の改善や解消の必要性からスタートした計画ではなく、総務省→文科省→教育委員会→地教委の「縦割り行政」の流れであると考えている。</p>	<p>紀の川市立小・中学校における学校適正規模適正配置については、平成17年11月の町村合併後まもない時期より、紀の川市教育委員会にて検討を開始し、紀の川市の現状や児童生徒数の将来推計などをもとに、平成21年度に紀の川市学校適正規模・適正配置基本方針を策定し、「学校で集団生活を送り、学習活動をおこなう上で、適正な学校規模はどうあるべきか」、また、「適正規模を実現するため、どのような方法で適正配置をおこなうべきか」を協議すると共に、小規模ならではの工夫や努力を重ね特色ある教育に取り組んできたところです。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、鞆渚小学校に加え、上名手小学校及び麻生津小学校が、平成28年度以降「複式学級」が毎年度継続し、また、平成30年度には川原小学校が「複式学級」となり、さらに、令和2年度には、この3校において、「複式学級」が複数となったことから、紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会（以下「検討委員会」）を発足し、教育長より「今後の紀の川市立小中学校のあり方について」諮問し、令和3年度に同検討委員会より「答申」をいただき、今回、この「答申」を基に、また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」</p>

			<p>(2015.1.27) を参考としながら、新たに発足した検討委員会にて、協議を重ね、本「基本計画（案）」の策定に至ったところです。</p> <p>以上のことを踏まえ、本「基本計画」は、学校規模の偏りによるデメリットや課題を是正し、子供たちにとってより良い教育環境を整備・構築していくことを目的に策定した計画としております。</p> <p>【参考】  国（文科省）が出した学校統廃合の指針  1956 年通達：町村合併にあわせた学校統合の奨励  1973 年通達：前回施策の修正版  2015 年通知：学校統合に関する「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の通知</p>
No.	頁	意見	市の考え
<b>基本計画（案）のあり方について</b>			
2		<p>基本計画及び統廃合によって、学校数を今以上に減らすことには、「少子化対策」「住みよい街づくり」「若者が集う活気ある紀の川市」の創造を阻害することから、即時撤回を求める。反対・撤回を求める理由について、</p> <p>適正規模や適正配置の表現は、合理的な行政施策のように思わせる狙いがある。正直に予算削減と新自由主義的な合理化を教育施設で行うということを、正面から市民に問うべき</p>	<p>学校適正規模適正配置の表現につきましては、文部科学省が少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた指針として、平成 27 年 1 月 27 日付で制定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引書」において、「学校規模の適正化に関する基本的な考え方」として「学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要」となり、そうした教育を十分に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保された学校規模を確保することが重要」と示されており、*法令上、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準な学校規模と位置付けられて</p>

			<p>います。</p> <p>このことを受け、紀の川市教育委員会といたしましても、個性を發揮させ、主体性や多様性を培うためにも、ある一定の集団規模での教育環境が日常的に確保されるべきであると考え、また、令和3年度に、市民や保護者の方を対象に実施いたしましたアンケート調査の結果においても、市民・保護者の方いずれにおいても、1校あたりの学級数について、小・中学校共に「12学級」とする意見が多かったことから、「12学級以上18学級以下」を適正な学校規模と位置付け、また、適正配置の観点から「旧町単位で拠点校となる小学校を少なくとも1校配置していく」事を基本方針と定め、子供たちにとってより良い教育環境の整備を目的に適正規模適正配置を進めていく計画とさせていただきます。</p> <p>※法令</p> <p>○学校教育法施行規則 第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。 ただし、地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない〈第79条で中学校に準用〉</p> <p>○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 (適正な学校規模の条件) 第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする</p> <p>(1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。</p> <p>(2) 通学距離が、小学校にあっては概ね4km以内、中学校にあっては概ね6km以内であること</p>
--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No	頁	意見	市の考え方
<b>基本計画（案）について</b>			
3		<p>学校環境については、全て等しく平等というのは不可能であり、違いがあっても良いし、特性があっても良いものだという大前提がありますが、例えば大規模には大規模のメリット・デメリットがあり、小規模には小規模のメリット・デメリットがあるだろうということと、人それぞれの感性や価値観に相違がある中で、改革に対しては賛否に分かれた正反対の意見が出てくるのは世の常であることを踏まえて、私の意見を言わせていただきます。</p> <p>人は成長していかなければならない中で、特に子供たちは多数の枠組みの中で喜怒哀楽を経験し、時には負の側面もあるだろうけど、切磋琢磨しながら生きる力を身に付けていく、そのためのよりよい環境づくり、つまり本計画ですが、現状のままの措置よりも総合的には必ず勝るものだと思います。ただ、全ての子供たちを一括りにするのではなく、多様性の尊重に対応する運営や環境整備も大切だと思うので、柔軟な発想・配慮にも留意して進めていただきたいと思う一面もあります。</p> <p>行政は、長い歴史の変遷において、良き伝統は継続しつつも時代に対応すべく改革は必須であると考えます。第2次実施計画（案）では大胆な（案）を作成されているが、当然に状況を見据えながらになると思う中で、大いに支持したいと思います。ただし、未来の宝物である子供たちの安全確保には十分な投資を願いたいということをし添え、総じて統廃合を進めるべきという見解の下、本計画（案）に賛同いたします。</p>	<p>今後、紀の川市立学校の適正規模適正配置を進めるにあたっては、学校運営や教育環境の整備について、子供たちの多様性を尊重し、また、柔軟な発想・配慮にも留意するとともに、児童に心理的な負担が生じないように配慮し、進めてまいりたいと考えます。</p> <p>また、未来の宝物である子供たちの安全確保については、十分配慮し進めてまいります。</p>

No.	頁	意見	市の考え方
<b>基本計画（案）について</b>			
4		<p>紀の川市では、今年度より学校給食が無償となった。5年間という期間限定での施策だが、人口減少対策と若い世代の定住促進が目的とされて始まったもの。今年度、若い世代の定住はどれだけ進んだのか。給食が無償となっただけで若い世代が定住するとお考えか。しかも、5年間という条件がある中で、定住しようとする人が増えるとお考えか。本気で若い世代に定住を促すためには、まず期限を設けないこと、そして、他の施策をいくつも考えなければ簡単に人は集まらないのは明らかなこと。心から若い世代の定住を促進しようとする市の姿勢に一貫性がなければならぬ。</p> <p>今回の計画（案）は、上記の市の目的と大きく矛盾するもの。給食費だけで定住が進むという考えの甘さ（さらに期限を設けていることを知った若い親はどのように考えるかを予想してみしてほしい）に加え、その目的と施策が本気でないことを、この計画（案）ははっきりと示しているとは思わないか。「給食費を無償にするから若い方は紀の川市へ来てください。でも10年間で小学校は半分以下にしますよ」と知って、わざわざ紀の川市へ来るとお考えか。今回の計画（案）は、一旦保留し、見直すことが必要だと考える。</p> <p>何を見直すか。結論は、①複式学級解消のために、市単教員を配置する。これは市単教員を限定せよと言っているのではなく、複式解消のために県が動かないのなら、必要な市単枠を毎年設定し、市単で対応するという。②複式が解消されても、児童数が極端に少なく、保護者が「どうしても隣接校と統合を」と希望する場合は、該当地域や保護者の意向を尊</p>	<p>紀の川市では、「まち・ひと・しごと創生に関する施策」を基に、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現をめざし、市民の希望をかなえ、誰もが活躍でき、子育てしやすく、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを進めるとともに、交流人口、関係人口の増加から移住・定住を促進しています。</p> <p>特に若い世代の方を対象とした定住促進の施策については、令和4年度より教育委員会にて取り組んだ学校給食の無償化をはじめ、子供医療費の助成（15歳までの保険適用医療費自己負担分を全額負担）、保育料等負担軽減等（3歳児から5歳児までの利用料を無償化）、子育て世帯への経済的支援に取り組むと共に子育てを楽しめる環境づくりにも取り組んでいます。</p> <p>また、本「基本計画」の取り組み内容につきましては、まずは、令和10年度を目標に、「第1次実施計画」として、現在、発生しています複式学級の解消に取り組めます。ご意見をいただきました「①複式学級解消のために、市単教員を配置する」につきましては、紀の川市立学校における「複式学級」については、指導の工夫や評価のあり方について教員研修をおこない、単学級と変わらない学習環境の構築に努めており、紀の川市教育委員会といたしましては、「複式学級」が発生する要因となっている学校規模の改善に取り組み、「複式学級」の解消に努めていく必要があると考えています。また、いただきましたご意見「②保護者が希望する場合は統廃合をすすめる。ただし、現状に基づかず大胆に教育課程の編集・工夫すること」につきましては、「答申」の際に市民・保</p>

		<p>重して統廃合を進める。ただし、教科の授業だけでなく、学級活動や行事なども現状に基づかず、大胆に教育課程の編成権を該当校に委ね、工夫して実施できるようにすること。教育委員会は、そのために人的配置だけではなく、予算上の配慮をする。</p> <p>繰り返しになるが、この計画（案）が実施されると、紀の川市から住民が転出すると考えている。人口減少の今、重視すべき行政の課題は、福祉と子育て（教育）ではないか。高齢者が心配なく暮らせるまちづくりと、子どもを産み育てたいと思えるまちづくりが最も重要ではないか。予算編成方針の思い切った変更には足を踏み出せないものか。</p>	<p>護者の方を対象におこなった「学校のあり方に関するアンケート」において、「これからの紀の川市の小・中学校のより良い教育環境の確保及び向上のために」との問いについて、「維持する」又は「検討する」の選択において、複式学級が発生している小学校が配置されている那賀地域及び粉河地域においては、市民・保護者の方共に、「検討する」が「維持する」を上回り、手段として「近隣の学校と統合する」との意見が多く寄せられました。</p> <p>このことを踏まえ、学校規模による教育環境・条件に不均衡を生じさせないため「第1次実施計画」では、学校の統合を軸に、現在、発生している複式学級の解消に取り組んでいきます。</p> <p>また、本計画を進めるにあたっては、児童に心理的な負担が生じないように進めると共に、目標とする学校規模が整備された後も、県や各学校とも連携し、子供たちが大勢の友達と学び・遊び・運動することの楽しさ・嬉しさが実感できる、子供たちにとってより良い教育環境の構築に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、令和15年度を目標に、教育環境の整備に取り組みます「第2次実施計画」については、市が取り組む人口減少対策の進捗状況の確認も含め、令和10年度に改めて児童数の将来推計をおこなった計画を見直すものとしておりますので、いただいたご意見を市全体で情報共有させていただき、市全体で人口減少対策に取り組んでいく必要があると考えます。</p>
No.	頁	意見	市の考え方
		<b>望ましい学校規模・学級規模について</b>	
5	23	<p>少子化の中、「子どもの数が減少しているのだから統廃合も仕方ない」という考え方が一般的だろうが、これは、そもそも現在の制度を規準に</p>	<p>紀の川市立学校適正規模適正配置については、「No1」でもお答えさせていただいたように、平成17年の町村合併時より検討し、平成21年度に策定した「紀の川</p>

した考え方。「少子化の時代だから現状を改善できないか」と、地域や学校の実状をもとに考えることが最も大切な点だと考えている。市教育委員会からすると、教育の中身や教職員配置などは権限の外だと言うだろうが、急に「複式学級解消」を理由に統廃合を進める前に、長い間複式学級を改善できなかったことをどう説明するのか。結局、国の方針に沿って「公共施設管理」を見直すことが優先され、教育的理由を後付けしているとしたかと思えない。学校の駐車場料金の徴収などもその一環だろう。

合併後の児童数や学級数まで丁寧に推測した計画（案）だが、学級の人数を増やすことを目的にしているように感じる。そうではなく、一人ひとりの子どもが学級で生きいきと安心して学び、過ごせる学級・学校にするための条件整備の充実が、ここからは見えてこない。また、特別支援学級で学ぶ子どもたちの人数は推測することは困難ではあるが、複式学級として運営しているところもあるはず。この点については全く触れられていないが、特別支援教育は欠落させてはならない視点である。

教育委員会・保護者・住民が一致して現在の学校制度のもつ課題の解消・改善にとりくめる施策を示すべき。そのような地域づくりのために教育委員会がリーダーシップをとってほしい。

p.23 からの「基本方針」で、「望ましい学校規模」として

小学校：クラス替えが可能である  
学年2学級以上

中学校：クラス替えが可能で、全ての教科の担任が配置できる学年4  
学級以上

としているが、学級数を示すこと自体、「これからも統廃合を進めるぞ」と宣言しているようなもの。しかも、中学校の学年4学級は現状をどのよ

市学校適正規模・適正配置基本方針」を基に、教育課題の改善や解消について協議をおこなってきております。

本「基本計画」におきましては、子供たちにとってより良い教育環境の構築を目指す計画であり、「公共施設管理」に基づき進める計画ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、特別支援学級に在籍する児童につきましても、紀の川市においては、年々増加傾向にあることから、本「基本計画」の策定にあたっては、当初、特別支援学級のクラス数の確保も考慮に入れ、普通学級に在籍する児童と、特別支援学級に在籍する児童と分けた資料を基に検討委員会でも協議してまいりました。

しかし、本来、特別支援学級に在籍するであろう児童数を予測することは困難であることから、本「基本計画」は、普通学級と特別支援学級に在籍する児童をあわせた全児童数の推計を基に策定しております。

現在、特別支援学級に在籍する児童については、「特別支援教育推進事業」にて、介助員や早期支援コーディネーターを配置し、きめ細やかな支援に取り組んでいるところです。

また、望ましい学校規模につきましては、「答申」の際におこなった市民・保護者を対象とした「学校のあり方に関するアンケート」の調査結果からも、市民・保護者共に、人間関係に変化を与えられることを望み1学年あたり2学級とする意見が非常に多かったこと、また、国が示す手引書においても、クラス替えが可能な12学級から18学級の学校規模が、教育上最も望ましい学校規模と位置付けられていることも踏まえ、本「基本計画」における小学校の学校規模については、12学級から18学級の適正規模校の構築を目指す

		<p>うに見て判断したのか理解できない。文科省の「手引」でも2学級であり、また、「学年4学級がなければすべての教科担任が配置されない」というのは誤り。むしろ、小規模校でも教科担任が配置できるよう条件整備をするのが教育委員会の責務ではないか。</p> <p>「クラス替え」について、計画(案)のような表現では「クラス替え」の重要性が強調されすぎて、私には大変違和感がある。単学級でうまく学校運営をしている学校はたくさんあるのだから、クラス替えのために複数の学級が必要だという考え方は特殊な場合を除き、教育的ではないと考える。</p>	<p>計画とさせていただきます。</p> <p>さらに、いただいたご意見として、中学校における学級規模につきましても、「答申」の際におこなった市民・保護者を対象とした「学校のあり方に関するアンケート」の調査結果から、市民・保護者共に、人間関係に変化を与えられることを望み1学年あたり4学級以上とする意見が多かったこと、また、国が示す手引書においても、12学級から18学級の学校規模が、教育上最も望ましい学校規模と位置付けられていることも踏まえ、本「基本計画」における中学校の学校規模についても12学級から18学級の適正規模校の構築を目指す計画とさせていただきます。</p>
No.	頁	意見	市の考え方
<b>望ましい学校規模・学級規模「複式学級について」</b>			
6	23	<p>複式学級解消を第1の課題として、「特に小学校の適正規模適正配置を軸に方針を定め」たとしているが、複式学級の教育的問題点をはっきりとさせる必要がある。</p> <p>複式学級については、学校現場では数十年解消を要求してきたが、結果として放置されてきた。今になって「それでは統廃合をして解消しましょう。複式解消が最優先です」と言っても、理解も合意もできない。最優先課題なら、なぜこれまでにでも国に強力で働きかけたり、県単や市単で教員を配置したりしなかったのか。</p> <p>「複式学級や小規模校での学習は教育効果が低い」という議論は誤りであることが全国学テの結果をもとにした研究で明らかにされている(国立教育政策研究所紀要)。「複式学級で学力は下がる」と言っていないが、学力の問題を持ち込むこと</p>	<p>小規模校や過小規模校における教育的問題点(デメリット)につきましても、クラス替えが全部又は一部の学年でできない、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない、人間関係が固定化する、男女比の偏りが生じやすい、また、特に複式学級では、教員に特別な指導技術が求められる、さらに、多人数での運動授業や実験・観測などの学習において制約が生じる。さらに、場合によっては兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約が生じる可能性が挙げられています。</p> <p>紀の川市教育委員会といたしましては、紀の川市立の学校においては、どの学校に入学しても、同じ教育環境で学習ができる学習の場を構築し、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や判断力、表現力、問題解決</p>



		<p>で保護者などの不安をあおることになっていないだろうか。私は、かなり影響を受けていると考えている。</p> <p>小規模校の長所について、どのように考えるか。「人数が少ないからできないことが多い」と決めつけず、近隣の学校との合同の授業や活動などを追求させるなど、柔軟な教育活動の創造をむしろ推進する立場に立ってほしい。</p>	<p>能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要であると考えています。</p>
7	23	<p>基本計画及び統廃合によって、学校数を今以上に減らすことには、「少子化対策」「住みよい街づくり」「若者が集う活気ある紀の川市」の創造を阻害することから、即時撤回を求める。反対・撤回を求める理由について、生徒減は、学校数を減らす理由にならない。学級規模を小さくして学級数を確保する絶好の機会。</p>	
No.	頁	意見	市の考え方
<b>望ましい学校規模・学級規模「複式学級について」</b>			
8	23	<p>現在2年生の児童は複式学級で1年生と一緒に楽しく学習しています。上の子が下の子に教えたり、下の子が上の子の取り組んでいる姿や内容を見て学んだり、異年齢の子どもが兄弟のように協力しています。また、授業では自分たちで司会して進める場面があり、他ではできない体験をいっぱいして、子どもたちの成長にとってもすごくメリットがあります。学力的に差はありません。むしろ複式で学習できることを特色とした学校として川原小学校を存続していただきたい。</p>	<p>ご意見いただいたように、複式学級では、少人数を生かした教育でのメリット（一人一人にきめ細やかな指導が行いやすい、上級生の勉強を知ることができる、リーダーを務める機会が増えるなど）があり、また、紀の川市教育委員会では、指導の工夫や評価のあり方等について教員研修を行いながら、単式学級と何ら変わらない学習環境の構築に努めているところです。しかし、複式学級については、メリットだけでなく、教育上におけるデメリット（切磋琢磨する機会がすくない、人間関係が固定化する、多人数での運動授業や実験・観測などの学習において制約が生じるなど）も生じやすくなることから、紀の川市教育委員会といたしましては、学校規模による教育環境・条件に不均衡を生じさせないよう、また、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協</p>

			かし合い、切磋琢磨することにより、一人一人の資質や能力を伸ばし、また、大勢の友達とドッチボールやサッカーなどで遊んだり運動したり学んだりすることで、育む協調性や忍耐力、また、コミュニケーション能力を伸ばし、社会性や規範意識を身に付け、急激な社会の変化にも対応できる力を育てていただきたいと思います。そのためにも、学校規模・学級規模の整備は必要であると考えます。
No.	頁	意見	市の考え方
<b>望ましい学校規模・学級規模「那賀地域」</b>			
9	23 28	<p>上名手小学校と麻生津小学校を名手小学校へ統合することについて 統合に賛成する (跡地は地域交流防災センター機能のある公民館にすること)</p> <p>Ⅰ 賛成理由(教育の質の向上および保育所統合の完了)</p> <p>1 過小規模校は児童の健全な成長を妨げる要素(弊害)が大きい。適正規模校ではその弊害を防ぎ、効果的な学校運営ができる。</p> <p>学校は個人の学びとともに集団での学びを教える場である。個人の学びは学力や体力を向上させる。集団での学びは他との関わりにおける人間性やよりよい人間関係を養う。児童は同年齢や異年齢の多くの他人と関わりながら人間本来の生き方を学校社会で学ぶものである。そうしたことから、過小規模校の児童は人間本来の社会性をいっそう身に付けることができる適正規模校で学ぶ機会を失うべきではない。</p> <p>過小規模校では同学年の児童数が少なく、男女比がアンバランスの傾向があり、児童の人間関係が狭く固定化せざるを得ない。運動会や発表会な</p>	<p>ご意見いただきましたように、紀の川市教育委員会といたしましても、本「基本計画」につきましては、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けてもらうことが重要であると考え、子供たちにとってより良い教育環境の実現を目指す計画とさせていただきます。</p> <p>また、本「基本計画」を進めるにあたっては、児童に心理的な負担が生じないように配慮し進めると共に、目標とする教育環境が整備された後も、児童一人一人の特性に配慮し、いじめ予防、地域学習の推進等、きめ細やかな指導をおこなっていきたいと考えています。</p> <p>また、通学手段につきましても、児童及び保護者の方が、安心・安全に通学できる環境を構築し、1年でも早く、子供たちにとってより良い教育環境が整備できるよう努めてまいりたいと考えます。</p> <p>さらに、学校の跡地利活用につきましては、ご提案いただいた地域交流防災センター機能のある公民館も含め、地域住民の方</p>

		<p>どの集団行事やドッチボールやサッカーなどの集団競技の教える社会性の涵養が期待できない。</p> <p>適正規模校では、児童一人ひとりへの手厚いきめ細かい指導やいじめ予防、地域学習の推進など、過小規模校の良さを取り入れた学習に取り組む必要があることは言うまでもない。</p> <p>2 通学方法など統合条件は検討する必要はある。ただし、検討による統合の遅滞は避けるべきである。</p> <p>3 上名手保育所と麻生津保育所は平成 18 年度に閉所して名手保育所に統合した。上名手保育所は 49 年間存在し、最終 10 年間で修了時は多い年で 21 名、少ない年で 4 名、年間平均修了児童数は 9 名であった。一桁人数のゆえ統合に至ったことを考慮すべきである。</p> <p>Ⅱ 跡地活用</p> <p>1 「生涯学習のまち紀の川市」宣言(平成 19 年制定)のもと、防災施設(避難所、ドクターヘリポート)のある公民館として跡地活用する。</p> <p>2 「村の火を灯しておきたい」「昔を懐かしむ」という学校存続の声に対しては、上記跡地活用で対応できる。</p>	<p>の声を聞きながら、市の関係部署とも協議・調整し進めてまいりたいと考えています。</p>
No.	頁	意 見	市の考え方
		<b>望ましい学校規模・学級規模「那賀地域」</b>	
10	23 28	<p>「紀の川市立学校適正規模適正配置について(答申)」における主な内容</p> <p>◆望ましい学校規模 小学校：クラス替えが可能である学年 2 学級以上</p> <p>◆望ましい学級規模 小学校：1 学級 21 人～30 人</p> <p>上記のような答申が示されていますが 麻生津小学校の実状はほど遠い</p>	<p>麻生津小学校における名手小学校への統合につきましては、令和 5 年度策定の「第 1 次実施計画」をもって、児童の保護者の方や就学前児童の保護者の方、また、地域住民の方を対象に住民説明会を開催していく予定としています。</p> <p>本「基本計画」を進めていくためには、児童及び就学前児童の保護者の方をはじめ、地域住民の方の理解と協力が必要と</p>

		<p>状況です 令和10年等と言わず早急に名手小学校との統合をお考え下さい 児童数の減少は以前から把握はできていたでしょう もっと早くプランの策定をして頂きたかったですが 宜しく願いいたします</p>	<p>なってきますので、1年でも早く、子供たちにとってより良い教育環境が構築できるよう、計画内容について丁寧な説明をおこなっていきたいと考えています。</p>
No.	頁	意見	市の考え方
<b>望ましい学校規模・学級規模について</b>			
11	23	<p><b>生徒さんの人数減少について、各校のメリット・デメリット</b></p> <p>少子高齢化の折、(特に地方)では、子どもの数が少なくなっています。私が今、勤務している中学校は全校生徒16名です。小規模校、中規模、大規模校それぞれに、メリット・デメリットはあるかと存じますが、小規模校のメリットは、教師と生徒の距離が近い、生徒が教師にいろいろなことで質問がしやすい、生徒同士のきずなが深くなる、地域住民との交流も深い、親の協力も多大なほど良いこともあります。ただ、デメリットとして、教師の数が定数のみになる、一人の負担が大きい等が挙げられます。</p> <p>勉学は1番大切ですが、カリキュラムに(当校では)自然教室、観劇、草刈りボランティア等もあり、それも生徒さんにとって心身の成長には欠かせない取り組みだと考えます。</p>	<p>No.8でもお答えさせていただいたように、過小規模校や小規模校のように学校規模が小さい学校であっても、きめ細やかな指導がおこなえるなどのメリットがあります。しかし、メリットが存在するのと同様に、人間関係が固定化する、また、切磋琢磨する教育活動ができない、さらに、多人数での運動授業や実験・観測などの授業において制約が生じるなど、デメリットも生じやすくなります。</p> <p>紀の川市教育委員会といたしましては、義務教育段階の子供たちには、学力など認知能力を身に付けるとともに、大勢の子供達とふれあうことで身に付けることができる、協調性や忍耐力、また、コミュニケーション能力など非認知能力を育み伸ばすことができる教育環境を子供たちに提供していく必要があると考えています。紀の川市において、どの市立小学校へ入学しても、子供達が大勢の友達と、ドッチボールやサッカーなどで遊び、運動し学ぶことで、学校へ行くことの楽しさを実感してもらえる教育環境を構築する必要があります。</p> <p>それを実現するためには、学校規模・学級規模の整備は必要であると考えています。</p> <p>また、ご意見をいただきました、自然教室、観劇、草刈りボランティア等につい</p>
12	23	<p><b>学校の統廃合とより良い教育環境づくり</b></p> <p>将来的に市内各地域の少子化・高齢化が進み、学校の統廃合を進め、適正規模・適正配置を進めざるを得ないことは、解決しなければいけない</p>	<p>それを実現するためには、学校規模・学級規模の整備は必要であると考えています。</p> <p>また、ご意見をいただきました、自然教室、観劇、草刈りボランティア等につい</p>

		大きな問題であると思う。市の施策との関連で、学校の適正規模・適正配置とともに、一人ひとりの児童・生徒にとってより良い教育環境を整える必要があると考える。	て、今後、紀の川市立の学校においても、取り組みを検討してまいりたいと考えます。
No.	頁	意見	市の考え方
<b>望ましい学校規模・学級規模について</b>			
13	23	基本計画及び統廃合によって、学校数を今以上に減らすことには、「少子化対策」「住みよい街づくり」「若者が集う活気ある紀の川市」の創造を阻害することから、即時撤回を求める。反対・撤回を求める理由について、市長は少なくとも教育に関わった経験を持っているのだから、よりよいきめ細やかな教育を紀の川市でどのように実現するのか、紀の川市で育った子どもたちがふるさとの優しさや紀の川市で育ったことの誇りが持てるような教育行政を構築してほしい。	紀の川市立学校の適正規模適正配置を進めるにあたっては、*紀の川市総合教育会議を開催し、市長を交えた意見交換及び協議調整をおこない進めてまいりますので、今回、本「基本計画（案）」によるパブリックコメントでいただいたご意見につきましては、市長へ報告させていただき、情報の共有を図ってまいります。  *紀の川市総合教育会議（趣旨） 教育大綱の策定に関する協議及び教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、また、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びにこれらに関する構成員（市長、教育長及び教育委員）の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けます。
14	23	「市長へのお願い」 紀の川市の教育を推進する上で、教育総合会議は特に重要な場であると考えている。教育総合会議の要となる岸本市長には、元教員・元国会議員・前県会議長を勤めた豊富な経験を生かし、広い視野に立って、教育の方向性を示し、学校適正規模適正配置をはじめ、市の教育課題解消のため、市各部局や関係機関と連携して、より良い教育環境づくりの取り組みを進めていただきたいと、切に願っている。	

No.	頁	意見	市の考え方
		<b>望ましい学校規模・学級規模について</b>	
15	23	<p>那賀地方の小学校で、過小規模校・小規模校・適正規模校・千人を超える大規模校で勤務した私の経験から、大規模校ほど教育上の大きな課題が生じやすいと考え、市の学校規模の考え方とは異なる。規模が小さくなるほど手厚く指導できる。しかし、人間関係が固定してしまい課題も生じるが、少人数で手厚く行き届いた指導できることに越したことはない。各学校において、学校の課題克服のため教職員が一生懸命教育活動に取り組んでおり、行政として財政が厳しいなかであっても、望ましい教育の場を整えることを、今後も優先して取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>学年2学級でそれぞれ25名程度の学級人数が、児童・担任どちらにとっても望ましいと思うが、継続してそんな条件に適う学校規模を維持できるよう取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>ご意見をいただきました大規模校（19～30学級）や過大規模校（31学級以上）も含め、過小規模校及び小規模校の課題を検討した結果、紀の川市教育委員会といたしましては、学校規模により教育環境・条件に不均衡を生じさせないことを目的に、また、人間関係に変化を与えることができる環境として、クラス替えが可能となる1学校について12学級～18学級の学校規模を適正な学校規模と位置付け、子供たちにとって、より良い教育環境の構築に取り組む計画とさせていただきます。</p> <p>また、1学級あたりの児童数につきましては、国においても、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制の整備を目的に少人数学級の導入が検討され、令和3年4月に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、40人学級から35人学級に段階的に引き下げられる方針が示されました。</p>
16	23	<p>学級児童数の問題について</p> <p>学級定数35人の枠があるが、児童・生徒の実態を考えた場合、25人程度が学級として望ましいのではと考える。人間関係の希薄化が進むなか、いじめ・不登校の問題がどの学校でも見られる。児童・生徒が集団のなかで学び合い高め合う関係を作ることや、指導者が個々の児童・生徒をきめ細かく見守り指導するために、学級の人数は大切な条件である。</p>	<p>また、この法改正においては、諸外国の教育制度についても議論の中で参考にされたものと考えております。</p> <p>以上のことを踏まえ、紀の川市教育委員会といたしましては、国が示すこの法律の基準に基づき、1学級あたりの児童については、※35人以内で進める計画とさせていただきます。今後も、国や県の動向を注視してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
17	23	<p>学校統廃合について、決定事項として一方的にすすめるのではなく、まず広く市民に計画を公開され、そ</p>	<p>※1 学級あたりの児童数について、上限を35人と定めますので、1学年36人</p>

	<p>の意見を聞くという手続きを踏まれていることに敬意を表します。</p> <p>(案)を拝読させていただきました。結論からまず述べさせていただくと、統廃合は必要な場合もあるかもしれないが、今回の場合はその必要性やメリットよりデメリットの方が大きいのではないかということです。</p> <p>たとえば、統廃合により旧那賀町、旧粉河町、旧桃山町、旧貴志川町の小学校で30人近くまたはそれ以上の学級が生まれます。世界の流れは20人以下の学級規模です。フィンランドなど北欧先進国ではそれがあたりまえになって、大きな教育効果をあげています。</p> <p>小規模校ならではの特色があります。先日の毎日新聞には和歌山市雑賀崎小学校の例があげられていました。和歌山市は移住体験の制度をつくっているそうです。その中でこの小学校(全校生徒30数名)で校庭で乗馬体験をしていました。こうした小規模校ならではの教育活動は那賀地方・和歌山県下で過去から数多くすぐれた実践があります。私は元小学校教員で大規模校で勤務していたので、小規模校の良さ(デメリットもありますが)を痛感します。</p> <p>さらに(案)p23で、「基本方針望ましい学校規模・学級規模のあり方」で「小学校1学級35人」とあります。ここは大きな問題をはらんでいると思います。35人というのは、現在の国の1学級規模の最大人数であって、決して望ましい規模ではありません。35人前後の学級が今どれほど大変か、県下でもほとんどの学校・での学級の規模は20人台のはずです。</p>	<p>以上となった場合は、1学年2学級となります。</p> <p>(例)1学年38人の場合、1学級あたりの児童数は19人となります。</p> <p>A組：19人 B組：19人</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

		以上私の意見です。小規模のメリットを生かし、工夫した教育実践を追求した方がよいと思います。	
No.	頁	意見	市の考え方
<b>望ましい通学時間について</b>			
18	23	<p>文科省の「手引」に沿った内容となっている。小学1年生も中学生も一括りにすることはできない。6歳の子どもに重いランドセルを担いで毎日2時間歩かせることは虐待ではないか。病弱な子どもや登校を渋る子どものことはどのように考えたのか。親に送ってもらえばいいのか。</p> <p>「手引」には「おおむね60分以内が一般的」としながらも、続けて「地域の実状や児童生徒の実態に応じて判断することが適切」としている。市がこの部分に触れていないのは、6歳の子どもに毎日2時間歩かせることは適切だと考えているからか。あるいは、バスなどの運行が困難になることを想定し、踏み込めなかったからか。</p>	<p>本「基本計画」における通学手段については、学校の統合により通学距離が遠くなるのが想定される児童については、スクールバスの運行を検討し、通学手段の確保に努める計画としています。</p> <p>本「基本計画」において、望ましい通学時間を「片道概ね60分以内」とさせていただいている理由につきましては、スクールバスの導入にあたっての基準等について、令和5年度策定予定の「第1次実施計画」に盛り込む予定としていることから、今後、スクールバスの運行に伴う通学距離や運行ルート等について、より調査を要するため基本計画の段階では「片道概ね60分以内」とさせていただいています。</p>
No.	頁	意見	市の考え方
<b>通学区域のあり方</b>			
19	23	<p>川原地区で名手川より東は生活圏が那賀にあります。最寄の駅は名手駅である地域です。買い物も名手へ行きます。(最近は寂れて、ない店舗も増えましたが・・・) 私たちにとって粉河は一山向こうのとなりの町という感覚です。那賀地区の方がはるかに知り合いが多い。かつて昭和の町村合併の前、私の父は応じん中学校(現那賀中学校)へ通学しました。ところが現在は、自宅から那賀中学校が見えるのに、はるか遠くの粉河中学校へ、自転車で30分近くかけて近所の子どもが通学します。旧粉河町にこだわればこのような不都合が</p>	<p>本「基本計画」で示させていただいた基本方針における「通学区域のあり方」について、「旧町域を超えての校区編成は、原則行わない」としていますが、通学時の安全面や地条件的条件によっては、通学区域の見直しを検討するものとしています。また、本「基本計画(案)」28ページにおける、「第1次実施計画による粉河地域の進め方」について、ご意見をいただきましたように、川原地区における通学区域については、より協議を重ね検討していく必要があると考えています。</p> <p>川原地区における通学区域の見直しにつきましては、今後、川原地区にお住まいの児童の保護者の方や就学前児童の保護者</p>



		<p>生じます。川原小学校が統合されるならば、馬宿、野上、東川原、下丹生地区は名手保育園→名手小→那賀中、の流れにすべきです。丹生学園も名手小学校のほうが近い。粉河よりも那賀のほうが生徒数が少ないので、こちらを増やすべきです。</p> <p>※ すでに保育園は旧粉河町で統合してしまったので、子どもの友達関係から、粉河小→粉河中へ通学を希望する家庭もあり、統合が定着するまでの何年間かは、通学先をどちらか選択できるようにしていただきたい。(名手小→粉河中もあり)あわせて、保育園の区域も変更すべきです。</p>	<p>の方の意見も聞きながら総合的に判断し、実施計画を策定していく必要があると考えています。</p>
No.	頁	意見	市の考え方
<b>通学区域のあり方</b>			
20	23	<p style="text-align: center;"><b>学区の見直し</b></p> <p>旧町の学区の見直しを図る必要がある。従来旧町の境界から、通学距離に関わらず学区が決められていた。通学距離が近くても、旧町の境界を越えて通学することが出来ず、遠い距離を通学する地域が見られた。見直しに当たっては、従来からの地域の結びつきや住民の意向、通学時の安全確保の問題等、配慮し検討する必要がある。</p>	<p>本「基本計画」では、旧町域を超えて校区編成をおこなった場合、地域コミュニティ活動と子供・子育て家庭との間に何らかの支障を来すことが考えられるため、「旧町域を超えての校区編成は原則おこなわない」としています。</p> <p>ただし、「No18」でいただいたご意見のように、地域的条件、また、児童の通学時における安全面において考慮する必要がある場合は、通学区域(校区)の見直しを検討する計画とさせていただいていますので、今後、計画を進めるにあたっては、児童の保護者の方や、就業前児童の保護者の方、また、通学時に児童も見守りを行っていただく地域の方の意見も聞きながら進めて行く必要があると考えています。</p>
21	23	<p style="text-align: center;"><b>旧5町の枠に縛られない紀の川市としての施策の実施</b></p> <p>紀の川市として、旧5町の特色を生かしながらも、その枠に縛られない施策の実施が必要になってくる。紀の川市民が暮らしやすいまちづくりを進めていただきたい。学区の見直しはその一例と考える。</p>	

No.	頁	意見	市の考え方
<b>通学手段について</b>			
22	24	<p>スクールバスや巡回バス等の改善について</p> <p>学校の統廃合を進める上では、児童・生徒の安全を担保するため、スクールバスの運用が必要になる。児童・生徒が、家庭から学校への遠距離を安全に通学するためにはスクールバスは欠かせないものである。しかしながら、スクールバスは時間的な制約があり、乗り遅れると、保護者や教職員の送迎に頼らざるを得ない。巡回バスやコミュニティバスの現状を見た場合、乗車人数が少なく、赤字を累積させているのではないかと思う。</p> <p>運行経路や時間をはじめ様々な課題はあるが、地域住民が利用しやすく、児童・生徒も安全に通学できるよう市関係各部署が連携して、スクールバスと巡回バス等の有効活用を考えていただきたい。</p>	<p>学校の統合による「通学手段」について、学校の統合によって通学距離が遠くなる場合が予想されます。</p> <p>紀の川市教育委員会といたしましては、通学距離が遠くなる児童の通学手段につきましては、スクールバスの運行を検討し通学手段の確保に努める計画とさせていただきます。</p> <p>また、スクールバスの導入にあたっては、通学距離など、ある一定の基準を設け運行を検討していくものとしていますが、通学距離が基準に満たない場合であっても、児童の発達段階、体力面、地理的条件、交通等の安全確保の観点から、スクールバスの必要性が非常に高いと考えられる場合は、その導入について総合的に検討していきます。</p> <p>さらに、スクールバスの運用については、紀の川市コミュニティバスや地域巡回バス等の併用も検討し進めていく計画とさせていただきます。今後は、国の動向を踏まえつつ、他自治体における取り組みも参考に、各方策実施時における経費も考慮した上で、最も適した手法を選択し進めていきたいと考えています。</p>
23	24	<p>スクールバスの運行の充実の具体的な計画はあるのか。今後どのように充実させるのか。また、運転手の確保の計画は具体化されているか。</p>	
<b>通学手段について</b>			
24	24	<p>適正規模校の校区範囲内ではありませんが現状をふまえて、安全確保のため打田 14 号線にコミュニティバス等の運行を検討いただきたいです。</p> <p>居住地区からの通学距離は約 3 km、低学年で徒歩 45 分～60 分要します。民間路線バスを利用させていただいていたが、数年前に縮小のため廃止になりました。</p>	<p>打田地域における小学校の通学手段については、ご意見をいただきましたように、現在、打田地域における住宅開発が進んでいます。</p> <p>紀の川市教育委員会といたしましても、今後、地域巡回バス等の利用について、児童を含め市民の方の利用が見込めると考えられることから、本「基本計画」と合わせ、打田地域における地域巡回バスの導</p>

		現在、登校は車両送迎、下校は徒歩にて通学。徒歩の場合、早朝になり最も交通量が多い時間帯にあたります。車両送迎の際、乗降の時や乗り入れによる安全面の課題があります。最近では区内に新築住宅地が増え、子どもの増加も考えられます。通学手段の検討をお願いします。	入について、担当課と協議を進めて行く必要があると考えています。
No.	頁	意見	市の考え方
<b>適正化を進める上での留意点について</b>			
25	24	<p style="text-align: center;"><b>不登校児童の受け入れ先</b></p> <p>以前、鞆渕中学校では、保護者による送迎を条件に校区外の不登校となった生徒を受け入れていました。小さな学校なので卒業まで学校に行くことができた生徒が何人もいました。このような受け入れ先が必要です。すでに川原小学校では、丹生学園から通う地元外の子どもを受け入れてきた実績もあります。</p>	<p>ご意見をいただいたように、子供一人一人の特性に配慮していく必要があると考えています。</p> <p>現在、紀の川市教育委員会では、児童生徒の登校拒否及び就学指導等学校教育上、特に指導困難な問題に対応するための教育相談員、いじめや不登校、暴力行為など児童生徒の問題行動等の解決を図るため、社会福祉の専門的な知識と技術を要するスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細やかな指導に努めています。また、さまざまな悩みを持ち、学校へ行きたくてもなかなか行けない子供が安心して時を過ごすことのできる教室として「ほほえみ教室」を開設し、不登校児童生徒の学習保障と学校復帰の支援及び社会的自立に資することを目的に取り組んでいます。</p> <p>本「基本計画」は、学校規模の偏りによるデメリットや課題を解消することを目的としており、学校の統合をおこなう際には、児童の心理的負担が生じないように配慮していく計画とさせていただいておりますので、計画を進めるにあたっては、保護者の皆様の意見等を聞きながら進めていく必要があると考えています。</p>
26	24	<p style="text-align: center;"><b>過小規模校・小規模校の必要性</b></p> <p>児童・生徒の特性から、特定の人との強い関係を持ち、不特定多数の人間関係を持つことが苦手な子どももいる。現在市内に不登校として、家庭にひきこもったり適応指導教室へ通ったりしている児童・生徒がどれだけのかわからないが、増加傾向にあると想像する。各校にスクールカウンセラーや相談員が配置され、不登校児童・生徒への対応もされているが、過小規模校・小規模校への転校も不登校対策の一つの選択肢と考えている。地域の支えもある小規模校の良さを活かし、限られた人間関係での温かい雰囲気の中でこそ、安心して登校できる児童・生徒もいる。そのような児童・生徒が義務教育を受ける大切な場として、過小規模校・小規</p>	

		模校を残す必要がある。	
No.	頁	意見	市の考え方
		<b>適正化を進める上での留意点について</b>	
27	24	<p style="text-align: center;"><b>インクルーシブ教育について</b></p> <p>教育していく中で、いろいろな子どもたち、それぞれの力を生かすために、1 クラスの人数を減らして一人担任ではなく、心理士やボランティアを補助として配置してほしい。</p> <p>保護者は担任に対し、子どものことを良くわかって係わってくれていると思うが、発達や自閉症に関しては、理解できていないことも多いように思います。保護者が心理士からのアドバイスをもらい、子育てを工夫していくと、子どもを叱ることが、少なくなりました。心理士からのアドバイスを保護者が教育者に伝えると、クレームとなってしまいます。教育者と心理士が、クラスの子もたちのことを共有することで、子どもたちは共生しあえることを学んでいけると考えます。成績を上げることは教育者が考えなければならないが、子どもにどう理解させていくのかは、いろいろな情報が必要だと思えます。</p> <p>イタリアのインクルーシブ教育の報告の中で、心理士やボランティア等の補助も利用しながら授業を進めていくのを見ると、子どもたちが大人になった時、障がい者との関わりが出来ない人は減ると思います。</p>	<p>ご意見をいただいたように、紀の川市教育委員会においても、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ教育環境を提供していくことは非常に重要であると考えています。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導が提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが重要とされています。</p> <p>これらの事を踏まえ、紀の川市教育委員会では、教育上配慮が必要な児童、生徒が安心して学校に通えるように相談の実施、また、介助員等の設置を行う「特別支援教育推進事業」に取り組んでいます。</p> <p>発達相談については、保護者の方から学校に相談される場合、また、学校から保護者の方に勧める場合があり、4名の公認心理士、臨床心理士の先生が、児童生徒に対し発達検査を行い、その結果を基に保護者と担任に指導方法や関わり方などの相談をおこなっています。</p> <p>また、障害のある園児とその保護者の方に対し、就学前から就学後まで切れ目なく支援をおこなうため、早期支援コーディネーター2名を配置し、きめ細やかな支援に努めております。</p> <p>さらに、就学後についても、紀の川市立小中学校においては、特別支援学級を設置し、児童生徒への支援をおこなうとともに、身体的障害により介助が必要な児童生徒については、安心して学校へ通って</p>

			<p>いただくため、看護師を配置し児童生徒への配慮・支援をおこなっています。</p> <p>※インクルーシブ教育システム 人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。</p>
28	24	<p><b>特別支援教育等の少人数指導について</b></p> <p>特別支援教育の対象児童・生徒数と学級数の増加は、教員や保護者の認識や理解の深まりによるものと、通常学級では指導の難しさや児童・生徒どうしの支え合いが希薄になってきたこと等が要因と思われる。児童・生徒の特性や課題に対応した指導を行うためには、ますます特別支援学級をはじめ、少人数の学級や少人数での指導体制が必要になっている。</p>	
No.	頁	意見	市の考え方
		<b>適正化を進める上での留意点について</b>	
29	24	<p>基本計画及び統廃合によって、学校数を今以上に減らすことには、「少子化対策」「住みよい街づくり」「若者が集う活気ある紀の川市」の創造を阻害することから、即時撤回を求める。反対・撤回を求める理由について、少子化による人口減少、高齢化の進行を止めることは行政として喫緊の課題であるのに、近くにある公立学校をなくすことは、人口流出を加速させることになる。</p>	<p>学校は、児童生徒の教育の機会均等と質の高い教育の提供を保証する場であるとともに、地域の文化伝承やスポーツ・レクリエーション活動等を含む地域コミュニティの基盤であり、また、地域の防災拠点も担っていることも考慮し、本「基本計画」は旧町単位で拠点とする小学校を少なくとも1校を配置していく計画とさせていただきます。</p> <p>学校の適正規模適正配置を進めて行くにあたっては、地域住民の方や児童の保護者の方、また、就学前児童の保護者の方の理解と協力が必要となってきます。</p> <p>まず、地域住民の方につきましては、本「基本計画」は「学校は子供たちのためにある」という学校の有り方の原点に立ち戻り、児童のことを第1に考えた、子供たちにとってより良い教育環境の構築を目的とした計画であることを丁寧に説明し、理解と協力を求めていく必要があると考えています。</p>
30	24	<p><b>児童・生徒・保護者・住民の声</b></p> <p>学校が無くなるということは、地域にとってとても重大なことである。計画ありきでは無く、児童・生徒・保護者・住民の声を十分に聞き反映される形で、将来にわたる地域の姿を創造しながら学校のあり方を考えていただきたい。</p>	

31	24	<p>統廃合をされる予定の学校にずっと通いたいと思う児童や、通わせたい親、学校を残してほしい地域の人が1人でもいる場合、統廃合しないでください。</p> <p>大慌てして学校を統廃合しないで、住民の方の思いをしっかりと聞いてください。</p>	<p>また、本「基本計画」の計画時期に学校へ通う児童やその児童の保護者の方、また、これから小学校への入学を控えている就学前の児童やその児童の保護者の方については、いろいろな不安が生じると思います。</p> <p>説明会をおこなっていく際には、その不安が払拭されるよう、児童、また、児童の保護者の方の声に耳を傾けながら、本「基本計画」は、子供たちにとってより良い教育環境を構築していく計画であり、学校の統合をおこなっていく際には、通学にかかる安全確保など児童の安全を第1に考え、また、子供は一人一人異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差があることを踏まえ、学校の統合において合意が得られた場合は、ある一定の期間を設け、学校間交流などを実施し、できるだけ児童の心理的負担が生じないように配慮をおこなっていく旨、丁寧に説明し理解と協力を求めていきたいと考えています。</p>
32	24	<p style="text-align: center;"><b>最後は保護者の判断</b></p> <p>子どもたちはどのように思っているのだろうか。学校の先生方は子どもの思いを聞いてあげてほしい。全て大人の都合や論理で物事を進めるのは良くない。学校がなくなったり、別の学校に通学したりすることになるのは不安でいっぱいになることを大人はどこまで理解しているのだろうか。「決まったら仕方ない」ではない。これは先生方にも当てはまるかもしれない。かつて、統合を経験した子供たちから意見を聞いたことがあるが、活発な子どもでも大きな学校へ行くことには不安がたくさんあったという。内気な子どもは「寂しさと不安で眠れなかった」と話していた。じっくりと子どもたちに寄り添ってあげてほしい。今からでも子どもたちの意見を聞き、保護者はもちろんのこと、教育委員会も学校の教職員も改めて子どもの気持ちを感じ取ってほしいと思う。</p> <p>小中学校の統廃合についての結論は、基本的に保護者の判断に委ねることになるが、一人でも反対だという人がいれば、説得するのではなく、じっくりと耳を傾けてほしい。「計画通り進めなければ」ではなく、あくまでも納得し、合意できるよう丁寧に対話を進めてほしい。</p>	<p>また、本「基本計画」の計画時期に学校へ通う児童やその児童の保護者の方、また、これから小学校への入学を控えている就学前の児童やその児童の保護者の方については、いろいろな不安が生じると思います。</p> <p>説明会をおこなっていく際には、その不安が払拭されるよう、児童、また、児童の保護者の方の声に耳を傾けながら、本「基本計画」は、子供たちにとってより良い教育環境を構築していく計画であり、学校の統合をおこなっていく際には、通学にかかる安全確保など児童の安全を第1に考え、また、子供は一人一人異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差があることを踏まえ、学校の統合において合意が得られた場合は、ある一定の期間を設け、学校間交流などを実施し、できるだけ児童の心理的負担が生じないように配慮をおこなっていく旨、丁寧に説明し理解と協力を求めていきたいと考えています。</p>

No.	頁	意見	市の考え方
<b>適正化を進める上での留意点について</b>			
33	24	<p style="text-align: center;"><b>地域における学校の存在</b></p> <p>基本計画及び統廃合によって、学校数を今以上に減らすことには、「少子化対策」「住みよい街づくり」「若者が集う活気ある紀の川市」の創造を阻害することから、即時撤回を求める。反対・撤回を求める理由について、地域に学校が存在することの意義と学校がなくなった地域の将来像についての科学的な分析と比較を行い、メリットとデメリットを行政の責任で市民に明らかにすべき。</p>	<p>学校は、児童生徒の教育の機会均等と質の高い教育の提供を保証する場であるとともに、地域の文化伝承やスポーツ・レクリエーション活動等を含む地域コミュニティの基盤であり、また、地域の防災拠点も担っています。</p> <p>地域から学校がなくなることの影響について、本「基本計画」にて学校の統廃合をおこなっていく目的は、児童が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばすことを目的とし、子供たちにとってより良い教育環境の構築を目指す計画としています。同じような目的をもって学校の統廃合をおこなった自治体から、教育的観点からのメリットが報告されています。一例として、「児童にとって、良い意味での競い合いが生まれ、向上心が高まった。」「社会性やコミュニケーション能力が高まった。」「友人が増えた。」「男女比の隔たりが少なくなった。」「グループ学習や班活動が活性化し、授業で多様な意見を引き出せるようになった。」「より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった。」などが挙げられています。また同時に懸案事項として、「学校の統廃合により、スクールバスの導入が必要となり、児童の体力低下や放課後の遊びの時間や学習の時間の減少が懸念されています。」また、「地域のコミュニティの精神的支柱との側面を要する学校が無くなることで、統合後の学校と地域との関係が希薄化し、今後のまちづくりのあり方が変わってくる」ことも懸念されています。</p> <p>これら懸案事項について、通学バスを利用することに伴う児童の体力低下や時間の確保については、各学校と連携し対策</p>
34	24	<p style="text-align: center;"><b>学校跡地の利活用</b></p> <p>休校や廃校となった学校の利活用</p> <p>現在廃校となった学校の跡地利用を見ると、十分活用されていないように感じる。廃校となった地域は、住民の文化や交流の場所となった学校がなくなり、より過疎化し住民の高齢化が進んで行き、地域の活気がなくなっている。廃校の跡地利用として、専門学校や研究機関・IT企業・芸術家等、様々な企業や人材の呼び込みを図り、過疎化対策を進める必要がある。</p>	<p>これら懸案事項について、通学バスを利用することに伴う児童の体力低下や時間の確保については、各学校と連携し対策</p>
35	24	<p style="text-align: center;"><b>地域における学校の存在</b></p> <p>学校規模の適正化とは「学校システムのあるべき姿がまずあって、それに沿わないものは改めるべき」と読みとれるのですが、これは本末転倒ではないですか。地域の暮らしの中の重要な一部分が教育（学校）であり、教育（学校）をとり囲む暮らし全体をどうすべきか、それがまず考えるべきことではないでしょうか？</p>	<p>これら懸案事項について、通学バスを利用することに伴う児童の体力低下や時間の確保については、各学校と連携し対策</p>

			を検討していく必要があると考えます。
36	24	<p><b>地域における学校の存在</b></p> <p>竜門小学校の廃止の計画に反対いたします。</p> <p>小学校も無い竜門地区に誰が魅力を感じますか。移住してきますか、若い世代が定着しますか、よく考えていただきたいです。</p> <p>紀の川市政も住みよい魅力ある市にしようと頑張っているのに、廃止は水を差すことになります。</p> <p>他の長田・川原の廃止にも反対・再考願います。</p>	<p>また、地域のあり方については、廃校となった学校が、宿泊施設、飲食店、福祉施設、文化施設など、さまざまに利用されることで、地域の新たな魅力となっている例が挙げられています。このことから、学校の統廃合をおこなっていく場合、統合後及びそこへ通う児童への支援のみならず、地域活動の意味を再確認し、学校と地域活動の関連性について、地域の防災力やコミュニティの活動維持等の観点も踏まえ、学校の跡地利活用について、地域の方の声を聞きながら、市長部局の関係課とも協議・調整をおこない、市全体で検討していく必要があると考えています。</p>
37	24	<p><b>地域における学校の存在</b></p> <p>学校は地域の人たちの集まる場所や、避難所場所になっていると思います。学校がなくなった後のことは、どのように考えていますか。</p> <p>大慌てして学校を統廃合しないで、住民の方の思いをしっかりと聞いてください。</p>	
38	24	<p><b>最後に残す場合の「手引」</b></p> <p>学校をなくしてしまうような窮状を考えると、もっと市民や保護者に「遠くの学校に行かなくても、近くの学校で学ぼう。市をあげて学校教育を充実させよう」と訴える覚悟はないのか。市民は答えてくれると思う。これこそ地域と学校が手を携えて進める市民の活動であり、市民にとって重要な意味があると思う。</p> <p>文科省の「手引」には「学校統廃合を選択しない場合」として考えられるケースを4つ示している（「手引」p.33）。計画（案）が出されたことは、その方向性に合理性・正当性があるとお考えだからだろうが、住民の心配や反対が示された場合には、4つのケースの中の④「学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的</p>	



		な施設と位置づけ、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合、これを前面に押し出して地域とともに学校を残していただきたい。その覚悟をしていただきたい。	
No.	頁	意見	市の考え方
<b>人口減少対策について</b>			
39		基本計画及び統廃合によって、学校数を今以上に減らすことには、「少子化対策」「住みよい街づくり」「若者が集う活気ある紀の川市」の創造を阻害することから、即時撤回を求める。反対・撤回を求める理由について、国の政策も、今紀の川市が進めようとしている方向であるが、市の独自性や将来の発展的展望を持たなければ、地方の衰退は止められない。	「少子化対策」「住みよい街づくり」「若者が集う活気ある紀の川市」について、紀の川市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と位置付け、紀の川市全体で人口減少対策に取り組んでいるところです。対策の一例として、市の主要産業である「農業の6次産業化推進」「地域ブランドの創出」「農業地の整備」「就農者の受入整備」。就労地の確保として「企業の誘致」。定住促進として「定住促進補助金」「空き家バンクの整備」を進めています。加えて「フルーツ・ツーリズムの推進」「婚活支援」、子育て支援として「医療費助成」等をおこなっております。教育部局でも令和4年度より「給食費の無償化」に取り組むなど、人口減少対策に努めているところです。
No.	頁	意見	市の考え方
<b>児童数減少対策について</b>			
40		児童生徒数の減少について 児童数の減少の原因は何か、またそれを防ぐ方策は何かがあるか？ これは教育行政のみで解決できることではないのに、教育システムの改変だけで対処しようとしているように見えます。こういう局面にこそ、小規模な地方自治体の特性を生かして、全体で取り組むべきです。	児童数の減少の原因については、全国規模で生じている少子社会の現状に端を発しているものと考えられます。 少子化の直接の原因として1997年（平成9年）の人口問題審議会報告「少子化に関する基本的な考え方について」において、未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）や、夫婦の平均出生児数と平均理想子供数との開きを少子化の原因とし報告されています。 紀の川市における少子化対策については、「婚活支援」、「医療費助成」等をおこなっており、また、教育部局においても、

			<p>令和4年度より「給食費の無償化」に取り組むなど、安心して子育ていただける環境の整備について、教育行政のみでなく、紀の川市全体で取り組んでいるところです。</p> <p>本「基本計画」の取組は、現状の児童数を踏まえ、学校規模において教育環境・条件において不均衡が生じていることから、また、今後10年先の児童数の推計を基に、学校規模により教育環境・条件に不均衡を生じさせないよう、子供たちにとってより良い教育環境の構築を目指す計画としており、教育システムの改変だけで対処するものではないことをご理解いただきたいと思えます。</p>
No.	頁	意見	市の考え方
<b>パブリックコメントについて</b>			
41		<p>基本計画及び統廃合によって、学校数を今以上に減らすことには、「少子化対策」「住みよい街づくり」「若者が集う活気ある紀の川市」の創造を阻害することから、即時撤回を求める。反対・撤回を求める理由について、パブリックコメントを求めることは絶対必要であるが、意見を聞くだけで再検討をせず既定路線で事を進めるなら、行政に対する不信感が高まるだけである。</p> <p>さらに、パブリックコメント受付期間が問題の重大さに比べて、短すぎる。形だけの体裁を整えようとしているように思えてならない。</p>	<p>パブリックコメントにより、市民の皆さまよりいただいた貴重なご意見につきましては、本「基本計画」の策定にご尽力いただいています。紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会へご報告させていただき、基本計画の策定に向け改めてご協議いただきます。また、いただいたご意見の内容につきましては、次年度（令和5年度）に、本「基本計画」を基に策定する「実施計画」の参考とさせていただき、子供たちにとってより良い教育環境の構築に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、パブリックコメントの受付期間につきましては、紀の川市がおこなう計画策定や事業実施にあたり、市民の皆さまの意見を募集し、市がおこなう取り組みに参画していただくことを目的に*「紀の川市市民意見募集（パブリックコメント）手続要綱」を制定しています。この要綱において、意見の必要な受付期間として、1箇月程度を目安として意見等の提出期間を設けるものと定められていることから、意見募集期間を、令和5年1月4日</p>
42		<p>学校統廃合の素案まで示されています。ここから感じられるのは、この「基本方針」はすでに内定しており今から覆すことは不可能、パブリックコメント募集の主旨は、この基本計画をすすめることに「異議ないか？」という信任投票にすぎないよ</p>	

		うに思え、萎えます。	から 31 日までの 28 日間と位置付けパブリックコメントをおこないました。  ※紀の川市市民意見募集（パブリックコメント）手続要綱 （意見等の提出） 第 6 条 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間を考慮して 1 箇月程度を目安として意見等の提出期間を設けるものとする。
No.	頁	意 見	市の考え方
<b>校区外就学について</b>			
43	23	〈校区の見直しについて〉 今後、麻生津小学校に入学する児童が数少なくなってくると聞いています。複式授業が悪いとはいいませんが、せっさ、たくましい教育とはほど遠いので、近くの名手小学校に入学させてください。	小学校の入学に関する「校区の見直し」について、いただいたご意見の内容といたしましては、本「基本計画」により統廃合される学校への入学については、就学途中で環境が変わらないよう、本「基本計画」にて廃校とならない小学校への入学が可能となるよう、校区の定めを取り除き、自由に行きたい小学校が選択できるよう希望されていると認識いたします。
44		統廃合について 県立学校では全県一区の募集であり、希望者の少ない学校は統廃合を行っています。	紀の川市教育委員会における、紀の川市立小学校の校区のあり方については、「紀の川市立小中学校通学区域及び学校指定に関する規則」の規定により、原則、児童生徒の住所の属する学区の学校へ通学することと定められています。ただし、定められた校区外の学校へ通学したい場合等
45		子供・親・家族が希望する学校へ入学できるよう、子供や親の希望をかなえてやるのが、教育委員会の責務でありますので、ぜひ校区の見直しを、しぼりのない校区にさせていただきたい。  特別、人数の少ない校区については、早急に検討を要すると思います 子供たちが、希望する学校へ入学出来るように願っています。	について、「紀の川市立小中学校における就学指定校変更に関する取扱要綱」を定め、事由によっては校区外就学を認める対応もおこなっています。 本「基本計画」による紀の川市立小学校の適正規模適正配置につきましては、令和 5 年度に本「基本計画」を基に策定する「実施計画」をもって進めていくことになり、紀の川市立小学校の適正規模適正配置を進めるにあたっては、児童の保護
46		統合に係る小学校への入学（選択制への配慮について	

		<p>今後、令和5年度以降に入学する児童については、基本計画によると令和10年度に小学校を一本化することにより、就学途中での統合を余儀なくされます。遅かれ早かれ統合されるのは避けられない状況かと思えます。であれば、入学と同時に統合先となる名手小学校への入学を強く希望します。現在、市内の中学校でも部活動選択から校区外への通学が一定条件で可能になっています。統合（一本化）には賛否両論あると思いますが、入学については中学校と同様に選択することを可能にすべきかと思えます。</p> <p>教育長の文章にも児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であると考えています。と、お話されています。ICTの導入が進み、授業の幅も広がってはいますが、麻生津小学校の規模では活用しても上記の経験を得ることは困難だと考えます。当然、小規模校のメリットも理解しておりますが、やはり一定の規模の児童生徒集団での経験は何事にも代え難いものがあると思えます。</p> <p>小規模すぎると人間関係が上手くいかなかった場合のその後の学校生活への影響も大きいと思えます。</p> <p>また、麻生津地区には学童保育もありません。夫婦共働きの場合や、祖父母の協力が得られにくい場合などもあると思えます。そういった面からも、希望する名手小学校への入学、また、可能であるなら、通学（スクール）バスの運用も同様に検討していくべきかと考えます。統合後の学校を選択し通学することを認めていただきたいです。</p>	<p>者、また、就学前児童の保護者、さらに地域の住民の方々を対象に計画内容等の説明を行い理解と協力を求めていく必要があります。</p> <p>紀の川市教育委員会といたしましても、「第1次実施計画」では令和10年度を目標に適正規模適正配置をおこなっていく計画としていますが、子供たちにとってより良い教育環境が、1年でも早く構築できるよう、関係住民の皆さまの合意が得られるよう、丁寧な説明をおこなっていきたくて考えていますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>
47	23	<p>今後、麻生津小学校に入学する児童が数少なくなってくると聞いています、春が近づくと♪一年生になったらー、一年生になったら、ともだち</p>	

		<p>100人できるかな～♪ と、よく聞きます、  希望でワクワクする歌があります。  100人といかなくても、子ども達には、同学年、同じ歳の子ども達と遊んだり、学んだり、いろいろ協力し助け合いながら楽しい時間を過ごして欲しいです。集団の中で、勉強や運動を競い合っって個々が持っている無限大の能力を伸ばす機会を作って欲しいです。  教育の機会均等を早急をお願いします。  どうか、希望する子ども達には、希望する学校へ入学させてあげて下さい。  旧町どころか、その前の旧村単位の通学区域を早急に脱して下さい。  お願いします。</p>	
No.	頁	意見	市の考え方
<b>教職員の問題について</b>			
48		<p>教職員の勤務実態を考えた場合、超過勤務や持ち帰り仕事・教材研究等により、単純に労働時間で計れない仕事量をこなしている。教職員は教育への情熱ややりがい・責任感を感じ、休日出勤等時間に囚われない働き方をしてしまうことが多く見られる。県や市では、様々な職種に対応する非常勤職員を配置するよう努めているが、正規教職員でしかできない役割が多く、教職員の勤務負担軽減にはまだまだ不十分であると感じる。特に、メンタル面で休職に至る教職員が増加している実態を考えれば、学校には様々な人材が必要である。学校規模に伴う職員定数だけでは改善できない問題があると思う。</p>	<p>本「基本計画」は、学校規模の偏りによるデメリットや課題を解消することで、子供たちにとってより良い教育環境の整備や更なる学校教育の充実をはかることを目的とした計画とさせていただいています。  いただいたご意見についての「教職員の問題（働き方改革等）」につきましては、教育委員会で別途協議していきたいと考えています。</p>

No.	頁	意見	市の考え方
<b>市単教員の配置について</b>			
49		<p>既述だが、複式解消のために今すぐにもできることは市単独で教員を配置すること。市単教員の配置が困難な理由は何か。</p>	<p>紀の川市立学校の「複式学級」については、指導の工夫や評価のあり方について教員研修をおこない、単学級と変わらない学習環境の構築に努めています。</p> <p>「複式学級」が発生する要因は、学校の規模が小規模校となっていることから、紀の川市教育委員会といたしましては、子供たちにとってより良い教育環境の構築を目指し、学校規模の改善に取り組む必要があると考えているためです。</p>
No.	頁	意見	市の考え方
<b>削減される教員数（一般学級のみ）</b>			
50		<p>第1次実施計画をもとにすると、特別支援学級を除くと、定数上、粉河小・川原小の統合で4名、名手小・上名手小・麻生津小で7名の計11名の教員（教頭含む）と3名の校長が削減される。さらに事務職員、養護教員なども含めると20名以上が削減される。それだけにとどまらず、それぞれの学校・教職員の営みとして築いてきた地域との関係が消えてしまう。この場合、特に高齢者がさみしさを強く感じるようになることが聞かれたことがある。長い歴史を知っているから当然のことだと思う。</p> <p>一層の衰退が予想される地域が多い紀の川市で、この計画を進めるのはかなり無理があると考えている。計画を進めるのを猶予して、「どうしても存続は無理だ」と保護者地域が判断した場合を除き、複式解消をはじめ諸条件整備は市と県で受け持ち、統廃合計画を一旦中止すべきだと考えている。</p>	<p>本「基本計画」は、学校規模の偏りによるデメリットや課題を是正し、子供たちにとってより良い教育環境を整備するために取り組む計画としていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

No.	頁	意見	市の考え方
<b>移住促進や過小規模校・小規模校への留学</b>			
51		<p>現状では児童・生徒数の自然増加が見込めないこともあり、社会増加を図るために、過小規模校・小規模校への留学制度を市全体で検討する必要がある。移住促進により若い世代の呼び込みが、過疎化に悩む各地方自治体で進められているが、紀の川市でもなお一層取り組む必要性を感じる。立地条件から考えて、当市は交通の利便性や自然環境等恵まれており、働く場をつくることが課題である。また、鞆渚地区の山村留学のノウハウを活かし、地域とともに留学の受け入れ体制をつくることも検討に値すると思う。</p>	<p>本「基本計画」につきましては、学校規模による教育環境・条件に不均衡を生じさせないことを目的に、令和 10 年度を目標に「第 1 次実施計画」として、現在発生している「複式学級」の解消に取り組みます。また、令和 15 年度を目標に教育環境の整備をおこなっていく「第 2 次実施計画」につきましては、現在、市全体で取り組んでいます人口減少対策の進捗状況等の確認も含め、令和 10 年度に改めて、令和 20 年度までの児童数の将来推計をおこない計画を見直していくものとしております。</p>
No.	頁	意見	市の考え方
<b>私立・県立中学校への進学数について</b>			
52		<p>計画(案)に示されている児童・生徒数は現在の在籍者数で、現在私立・県立学校に在籍している児童生徒数は除かれているということか。今後の推移は私立・県立はゼロとしてつけられているのか。特別支援学級在籍の児童生徒数についても同様、今後の推移がわかりにくい。</p>	<p>本「基本計画」に示されている児童数について、令和 4 年度で示させていただいた児童数は、令和 4 年 5 月 1 日現在の紀の川市立の各小学校に在籍している児童数を明示しています。</p> <p>また、令和 5 年度以降の児童数につきましては、国が人口の将来推計を行なう際に用いられる「コーホート変化率法」を基に、令和 4 年度の紀の川市立小学校の普通学級に在籍する児童数を基準に児童数の将来推計をおこない、また、特別支援学級に在籍する児童については、過去 5 ヶ年の在籍児童数の平均値を適用し、本「基本計画」の児童数推計としています。</p>

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。